© 2026 紫苑商標特許事務所

■４条１項１１号

不服 2025-015895

＜本願商標＞

「ＷＥＡＬＴＨ　ＦＸ」（標準文字）

第３６類「外国為替証拠金取引，外国為替証拠金取引に関する相談・情報の提供及び助言，外国為替証拠金取引の媒介・取次ぎ又は代理」

＜結論＞

原査定を取り消す。

本願商標は、登録すべきものとする。

＜原査定理由＞

引用商標：「ウエルス」（標準文字）

第３６類「資産の運用・管理（インターネットを通じて行うものを含む。）並びにこれらに関する指導・助言及び情報の提供，金融又は財務におけるリスク管理（インターネットを通じて行うものを含む。）並びにこれらに関する指導・助言及び情報の提供，金融商品の取引（インターネットを通じて行うものを含む。）並びにこれに関する指導・助言及び情報の提供，金融又は財務並びに投資に関する市場リスクの分析・評価及び予測（インターネットを通じて行うものを含む。），投資並びにこれに関する指導・助言及び情報の提供，金融・財務に関する助言・分析・評価・情報の提供・調査，金融・財務に関する仲介，財務管理，有価証券に係る投資顧問契約に基づく助言，投資一任契約に基づく投資，証券投資信託受益証券の発行・募集・売出し，証券投資信託に係る信託財産の収益分配金・償還金及び解約金の支払い，証券投資信託に係る信託財産の運用指図，有価証券の価値又は有価証券の価値の分析に基づく投資判断に関する助言，有価証券の売買，有価証券指数等先物取引，有価証券オプション取引，外国市場証券先物取引，有価証券の売買・有価証券指数等先物取引・有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引の媒介・取次ぎ又は代理，有価証券市場における有価証券の売買取引・有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引の委託の媒介・取次ぎ又は代理，外国有価証券市場における有価証券の売買取引及び外国市場証券先物取引の委託の媒介・取次ぎ又は代理，有価証券先渡取引・有価証券店頭指数等先渡取引・有価証券店頭オプション取引若しくは有価証券店頭指数等スワップ取引又はこれらの取引の媒介・取次ぎ若しくは代理，有価証券等清算取次

© 2026 紫苑商標特許事務所

ぎ，有価証券の引受け，有価証券の売出し，有価証券の募集又は売出しの取扱い，株式市況に関する情報の提供，預金の受入れ（債券の発行により代える場合を含む。）及び定期積金の受入れ，資金の貸付け及び手形の割引，内国為替取引，債務の保証及び手形の引受け，有価証券の貸付け，金銭債権の取得及び譲渡，有価証券・貴金属その他の物品の保護預かり，両替，金融先物取引の受託，金銭・有価証券・金銭債権・動産・土地若しくはその定着物又は地上権若しくは土地の賃借権の信託の引受け，債券の募集の受託，外国為替取引，信用状に関する業務，信用購入あっせん，商品市場における先物取引の受託，企業の信用に関する調査，金融又は財務に関する助言及び指導，金融又は財務に関する情報の提供，生命保険契約の締結の媒介，生命保険の引受け，損害保険契約の締結の代理，損害保険に係る損害の査定，損害保険の引受け，保険料率の算出，保険に関する情報の提供，保険に関する指導及び助言，保険に関する相談，金融市場の分析・調査・情報の提供」及び第９類、第３５類、第４２類の指定商品・指定役務

＜理由＞

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

本願商標は、「ＷＥＡＬＴＨ　ＦＸ」の文字を標準文字で表してなるところ、その構成中、後半の「ＦＸ」の文字が、「外国為替証拠金取引」（株式会社岩波書店「広辞苑第七版」）を意味する語であるとしても、その構成中、前半の「ＷＥＡＬＴＨ」の文字も、「富、財産」（株式会社大修館書店「ジーニアス英和辞典第６版」）等の意味を有する外来語ないし平易な英語として、我が国において親しまれているものと認められる。

そうすると、本願商標の指定役務との関係において、その構成中のいずれかの文字が、観念上、他の文字に比して出所識別標識として強く支配的な印象を与える又は特段出所識別標識としての機能がないということはできないものである。

また、本願商標の外観上も、「ＷＥＡＬＴＨ」及び「ＦＸ」の文字は、いずれも標準文字で構成されており、その間に１文字分のスペースを有するのみであるから、いずれかの文字が視覚的に強く支配的な印象を与える別個独立の商標と認識されるものではない。

さらに、本願商標の構成全体から生じる「ウェルスエフエックス」の称呼も、よどみなく一連に称呼し得るものである。

してみれば、本願商標を指定役務に使用した場合、取引者、需要者は、本願商標全体をもって一体不可分のものと認識し把握するとみるのが相当であり、本願商標は、構成全体を一体的に観察して、引用商標との類否を判断するのが相当である。

© 2026 紫苑商標特許事務所

他に、本願商標の構成中、「ＷＥＡＬＴＨ」の文字部分のみが取引者、需要者に対し役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものと認めるに足りる事情は見いだせない。

したがって、本願商標の指定役務と引用商標の指定役務が同一又は類似であるとしても、本願商標の構成中「ＷＥＡＬＴＨ」の文字部分を分離抽出し、これを前提に、本願商標と引用商標とが類似するとして、本願商標が商標法第４条第１項第１１号に該当するとした原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

弁理士コメント

本願商標「**ＷＥＡＬＴＨ　ＦＸ**」は、これを指定役務に使用した場合、取引者、需要者は、本願商標全体をもって一体不可分のものと認識し把握するとみるのが相当であり、構成全体を一体的に観察し、引用商標との類否を判断するのが相当であって、また、他に、本願商標の構成中、「ＷＥＡＬＴＨ」の文字部分のみが取引者、需要者に対し役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものと認めるに足りる事情は見いだせないから、本願商標「**ＷＥＡＬＴＨ　ＦＸ**」と引用商標「**ウエルス**」は非類似の商標であると判断されました。

審査段階では、本願商標「**ＷＥＡＬＴＨ　ＦＸ**」を構成する「ＦＸ」の文字は、「外国為替証拠金取引」を意味する語であることから、指定役務との関係で識別力を発揮せず、これを除いた「ＷＥＡＬＴＨ」の文字部分が本願商標の要部になると考えられた結果、本願商標は、引用商標「**ウエルス**」に類似すると判断されたものと思われます。原則的かつ伝統的な商標の類否判断手法に基づけば、これは至極真っ当な判断であるといえるでしょう。

一方で、本審決では、「ＦＸ」の文字が、「外国為替証拠金取引」を意味する語であるとしても、「ＷＥＡＬＴＨ」の文字も、「富、財産」等の意味を有する外来語ないし平易な英語として、我が国において親しまれているものと認められるから、本願商標の指定役務との関係において、その構成中のいずれかの文字が、観念上、他の文字に比して出所識別標識として強く支配的な印象を与える又は特段出所識別標識としての機能がないということはできないと判断しています。その結果、本願商標「**ＷＥＡＬＴＨ　ＦＸ**」は、あくまで商標全体をもって一体不可分のものと認識し把握するとみるのが相当であり、構成全体を一体的に観察して類否を判断するのが相当であるから、引用商標「**ウエルス**」とは非類似の商標と判断された次第です。

© 2026 紫苑商標特許事務所

要するに、本願商標「**ＷＥＡＬＴＨ　ＦＸ**」を構成する「ＷＥＡＬＴＨ」の文字も、識別力が認められないとはいえないものの「弱め」といえることから、当該文字部分だけが要部にはならないということでしょう。たしかに、このように識別力の弱い語同士の結合からなる商標が、一体不可分であるとして商標全体で他の商標との類否が判断されるケースは審決でもよく見かけますので、理屈としては納得できます。

ただ、インターネットで検索してみると、「〇〇〇」という主体が提供するＦＸ関連サービスに「〇〇〇　ＦＸ」という名称が用いられている例もわりと多く見受けられることから、こういった実情があることを踏まえても、本当にその判断で良いのだろうかと、個人的には疑問が残ります。通常、「ＦＸ」はその意味合いに加えて、アルファベット２文字という観点からも識別力は認められないと考えられるでしょうから、引用商標権者からすれば、まさか「**ウエルスＦＸ**」とか「**ウエルス　ＦＸ**」を使用するリスクがあるとは思わないでしょう。もし、引用商標権者がこのような商標を使用した場合、本願商標との関係で商標権侵害の問題が生じるのでしょうか。

本事件に関しては、審査で判断されたような原則的な判断手法が妥当だったのではないだろうかというのが、個人的な印象です。

（弁理士　永露　祥生）
＜２０２６年１１月２３日＞